



建設業・建設関連業・不動産業の閲覧の再開について（令和2年5月15日）

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発令に伴い、閲覧について、4月20日（月）より中止させていただいておりますが、5月18日（月）から再開いたします。

閲覧を希望される方は、

○遅くとも閲覧希望日の前々日迄に事前連絡

（閲覧日時、時間、人数）

○マスク着用、エレベーターホールの消毒液による消毒

等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策にご協力頂きますようお願いいたします。

なお、各種申請等の提出方法については、引き続き、当面の間、「郵送」による提出とさせていただきます。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

■ 問い合わせ先
〒760-8554
香川県高松市サンポート3-33
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課
☎ 087-851-8061(代)

参考：令和2年4月17日の
お知らせ



建設業・建設関連業・不動産業の 申請及び閲覧等について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言が発令されているため、各種申請等については、4月20日（月）より、当面の間、「郵送」による申請とさせていただきます。

また、閲覧についても、当面の間、中止いたします。
皆様のご理解とご協力をお願い致します。

■ 問い合わせ先

〒760-8554

香川県高松市サンポート3-33

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

☎ 087-851-8061(代)

- 建設業許可、経営事項審査等について：建設業係
- 経営力向上計画について：調査・経営支援係
- 建設関連業の登録等について：測量業係
- 宅地建物取引業の免許申請等について：不動産業係
- マンション管理業の登録等について：賃貸住宅管理業係
マンション管理業務主任者について
賃貸住宅管理業者の登録等について
- 住宅宿泊管理業者の登録等について：住宅宿泊管理業係
- 中小企業等共同組合の定款変更
認可申請等について：資力確保・鑑定評価指導係